令和元年11月5日 第12141号

1. 1.1.32 3,4 - 1.1											>1 v = =	•
	0	0		0	0	0	±4+	0				
	道	応		道	保	指 定	請	特				9
	路 の	急 入		路 の	安 林	定居		特定施設				-
	位 置	入 院 指		供用	\mathcal{O}	居宅サー		設 の				Į
	\mathcal{O}	指定病院	公公	開始	解除予	Í Ľ		設置	告	目	-1	→
	指 定	院の	_	20	予定	ス		設置及び			<u> </u>	見な
		の指定	и-			事業		構	_	\ -	,	
		疋	告】			業者等		構造等変更の許可申	示】	次	1	3
						の指定		変更				艮
						定		の 許			¥	
								可由				
								Т			3	発 亍
	建築	健康		道 路	治 山	指 導		環境		担	Ī	到
	築指道	推進		整備	課	監		環境管理課		当課	Į.	山 県
	導 課	課		課		查 室		課				
										(室)	X	7
												目
												次
												担
												当 課
												室)

◎岡山県告示第四百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 項の規定により申請のあっ のとおりである。 た特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条 の概要

いての なお、この特定施設を設置し、 調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に 及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

令和元年十一

山県知事

原 木

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

甪 严 倉敷市酒津1621番地

正明

₩ 工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社ク レ鶴海事業所

所在地 備前市鶴海4342番地

(3) 特定施設に関する事項

7 13.	/C //C //	Z (=)	,	の事項						
区								分	新	設
種								類		業製品製造 する廃ガス 62)
能								力	600 N m³ ∕ ⊧	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後直ち	に
工	事	完	成	予	定	年	月	日	工事着手後	直ちに
使	用	開	始	产	定	年	月	日	工事完成後	直ちに
	こその			ド1日当 医節的変					25日/月 24時間	
	月時に 核特定				ζ.		分		通常	最 大
ら掛	は出さいる	れる	汚	水	量((m³ /	日)		0. 52	0.65
の通	野常の行う	値及	び	p	Н				1~14	1~14
当該	を汚水の量の	等の	通	СС	DD ((mg/	L)		6,900	13, 800
の量		. ∪`取	人	S	S (mg/	L)		9, 150	18, 300
				油	分((mg/	L)		<0.5	1
				Т-	- N (mg/	L)		11,500	23, 000
				Т-	- P ((mg/	L)		32	64
				全シ	アン	(mg	/L)		8, 200	16, 400
				化合		可硝酸	ンモニ 化合物 ′ L)		7, 100	14, 200

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし
- (5) 排水口に関する事項 雨水排水口No. 6を廃止する。

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 令和元年11月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第四百七十八号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 次のとおり指定居宅サー ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

令和元年十一月五日

岡山県知·

太

事業所の名称及び所在地

ホームナーシングみまさか

所在地

岡山県美作市福本二九一番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

所在地

2

株式会社Tsukiyo

一指定年月日

岡山県岡

市北

区牟佐七七〇番地六

令和元年十一月一日

介護保険事業所番号

兀

三三六三七九〇〇三五

サービスの種類

五.

訪問看護

介護予防訪問看護

一 事業所の名称及び所在地

名称

井原第一々

ツ

所在地

岡山県井原市高屋町一二七番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

医療法人弘智会

2

介護保険事業所番号令和元年十一月一日

指定年月日

岡山県井原市高屋町一二七番地の

兀

三三七〇七〇〇九一〇

五.

◎岡山県告示第四百七十九号

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

令和元年十一月五日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

浅口市鴨方町六条院西字金解除予定保安林の所在場所

口市鴨方町六条院西字金井三一一六 の二、三一 の 二、 九

保安林として指定された目的

九

の三、三一五一の二、三一五二の二

(以上六筆国有林)

土砂の流出の防備

道路用地とするため

◎岡山県告示第四百八十号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般の縦覧

1

令和元年十一月五日

- 2

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道	種 道 路 類 の
倉敷飽浦線	路 線 名
倉敷市帯高字古開六一七番五八地先まで倉敷市亀山字八割六一○番一地先を経て倉敷市亀山字十割七三五番二地先から	区
1番五八地先まで)番一地先を経て	間
令和元年十 一月十一日	年 供 用 開) 日 始

岡山県公報 第12141号 令和元年11月5日

匝 兀 一〕 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)

第三十三条の七第一項に規定する精神科病院として、 次の医療機関を指定した。

岡山県知事

原 木

太

令和元年十一月五日

医療機関の名称

社会医療法人高見徳風会 希望ヶ丘ホスピタル

津山市田町

三

令和元年十 日から令和四年十月三十一日まで

[四四二] 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

70

令和元年十一月五日

-

岡山県知事 伊原木 隆 太

	六· 〇 〇			五日
三八・二五	五・〇〇~ 三八・二五	一部ニナー四番	八、二九一四番二の一部	+
★・○○ 111・○□	六・〇〇	中字定月二九一四季	二香三、ニルーニ香田、ニルーロを浅口市鴨方町六条院中字定月二九一	はちこうこう にこう はい の 山 県 指 令 備 中 局 に メ
(メートル)	(メートル)(メートル) 道路の幅員 道路の延長	位 置	題 路 の	指定年月日